

意見書

平成 19 年 8 月 23 日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

びびーかぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンク B B 株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクテレコム株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし

住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな)

かぶしがいしゃ

氏名 ソフトバンクモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし

代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条により、平成19年7月23日付け情審通第85号で公告された「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」答申(案)(以下、「本答申(案)」という。)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

章		具体的内容
第1章 新モデルの評価	2. 新モデルの評価	<p>【長期増分費用方式の採用】</p> <p>第一種指定電気通信設備を設置する事業者に対する接続料算定方式としては、非効率性の排除・透明性の確保の観点から長期増分費用方式を採用することが適当であり、長期増分費用方式の採用を継続するという、本答申(案)の内容に賛同します。</p> <p>【光ファイバの経済的耐用年数の再見直し】</p> <p>新モデルにおける光ファイバの経済的耐用年数に係る今回の推計に関しては撤去法が用いられ、過去の光ファイバ撤去実績が重視されていますが、当該実績は、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 黎明期の光ファイバは技術的には現在ほど安定していなかったと考えられること - 光ファイバの主流がマルチモード光ファイバからシングルモード光ファイバへと移行し、再敷設が発生したと考えられること - 最近ビル等の建て替え頻度も以前と比べ多くなく、光ファイバケーブルの再敷設が少ないと考えられること <p>といったことを考慮すると、現在稼働中の光ファイバの撤去予測年数より相当短いと推察されることから、過去の撤去実績のみで経済的耐用年数を推測すべきではないと考えます。</p> <p>したがって、光ファイバの経済的耐用年数の推計においては、直近の光ファイバの撤去実</p>

章		具体的内容
		績を利用する、撤去されていない稼働中の光ファイバについては撤去までの期間が過去の実績と比較し長くなると想定して算定する等、光ファイバの技術的進展による耐用年数の長期化を加味した上で推計を行うべきと考えます。
第2章 NTSコストの扱い	2. 平成20年度以降の接続料算定におけるNTSコストの扱い	<p>【NTT東西における効率化の検証】</p> <p>平成16年10月19日付け情報通信審議会答申において、NTSコストの回収は基本料の費用範囲の中で行うことが適当とされたことを受け、NTT東西は同コストの基本料収入による回収を可能とすべく、経営効率化を進めてきているものと考えます。今回、接続料によるNTSコストの回収を実施する前に、まずはNTT東西における経営効率化の状況を具体的に検証し、実績費用の方がLRICにおける費用よりも少ない現状等を踏まえ、まずはNTT東西の内部における吸収可能性を再度追求した上で、接続料による回収の必要性を判断すべきであると考えます。</p> <p>「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」： http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/041019_7-1.pdf</p> <p>【暫定的措置であることの明確化】</p> <p>上述のとおり、そもそもNTSコストは基本料対応費用であり、接続料原価に含めるべきものではないと明確に整理されたものであることから、仮に接続料においてユニバーサルサービス費用の一部をまかなうことが必要とされた場合でも、今回の制度変更はあくまでも暫定的な措置であることを明確化すべきであると考えます。</p> <p>また、本答申(案)において「平成20年よりユニバーサルサービス制度の見直しを行い、き線点RT-GC間伝送路費用の扱いも含めて結論を得ることが適当」とされていますが、この</p>

章		具体的内容
		<p>検討にあたっては、当然ながら、き線点 RT-GC 間伝送路費用を含む NTS コストは基本料対応費用であることを前提として議論が行われるべきであると考えます。</p> <p>【接続料とは別体系としての整理】</p> <p>仮に本答申(案)に沿い NTS コストの一部が接続料原価に移行されたとしても、移行に伴うレートベースの増加により NTT 東西の得る報酬額が上昇することは適切でないと考えます。本来基本料対応費用でありながらも、ユニバーサルサービス費用の一部を補うべく接続料から回収するとされる部分に関しては、その他の接続料原価と同様に扱うのではなく、接続料とは別の体系で必要額のみ回収する整理とすべきであると考えます。</p> <p>また、今回接続料原価に算入する「実際のネットワークにおける RT 設置局である局舎のき線点 RT-GC 間伝送路費用」については、今回のユニバーサルサービス制度見直しに伴う NTT 東西への補てん額の縮小に対応した費用という趣旨から、ユニバーサルサービスにおいて補てん対象である局舎の費用に限定すべきと考えます。</p>
第 4 章 接続料における東西格差	2. 平成 20 年度以降の接続料における東西格差の扱い	<p>【ヤードスティック競争必要性の観点からの東西格差の容認】</p> <p>NTT 東西は別の事業会社であり、両者間のヤードスティック競争を進展させるためにも、接続料は個別に設定されるべきと考えます。</p> <p>東西別の接続料格差を認めることでヤードスティック競争が機能し、NTT 東西における経営効率化競争は最終的には NTT 東西双方において利用者料金の低廉化につながることを考えられます。この場合、仮に接続料の東西格差が利用者料金に反映されたとしても、利用者はそれぞれ料金の低廉化という便益を享受できることになると考えます。</p>
第 6 章 新モデル適用期間後における	2. 新モデル適用期間後における接続料算定方式	<p>【今後の接続料算定方式に関する基本的な考え】</p> <p>現行の LRIC モデルは PSTN をベースとして構築されていますが、平成 22 年(2010 年)に</p>

章	具体的内容
<p>る接続料算定の在り方</p>	<p>は、光 IP 電話加入者数が加入電話・ISDN 加入者数を上回ると想定されているところであり、PSTNとIP網の併存期間に対応する抜本的な接続料算定の在り方については、平成21年まで待たずに早期に検討を開始する必要があると考えます。</p> <p>なお、本答申(案)に記述のとおり、接続料算定方式には様々なバリエーションが考えられますが、非効率性の排除・透明性の確保の観点を考慮すると、少なくとも実際費用方式の採用は不相当であると考えます。</p> <p>また、採用された接続料算定方式に基づく費用が、実績の費用を上回るようになった場合には、差異が生じた原因を検証し、採用された方式の内容の修正(モデルの見直し等)を行うことで、常に接続料原価の低廉化を図ることが適当と考えます。</p> <p>【他制度との関連性を踏まえた抜本の見直しの必要性】</p> <p>接続料、基本料の在り方、ユニバーサルサービス制度は互いに密接に関係するものであり、接続料の在り方に関し見直しを行う際には、基本料の在り方・ユニバーサルサービス制度についても抜本的な議論を行う必要があると考えます。</p>

以上